

宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（第1回）  
議事次第

- 1 日 時 令和8年4月27日（月）15：00～17：00
- 2 場 所 文部科学省「第一講堂」（東館3階）及びオンライン
- 3 議 題
  - （1）宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議の開催及び運営について
  - （2）これまでの取組状況について
  - （3）主な検討事項について
  - （4）委員間の意見交換
  - （5）その他
- 4 資 料
  - 資料1 宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議開催要項
  - 資料2 宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議運営細則
  - 資料3 文化庁説明資料（宗教法人格の不正利用について）
  - 資料4 財務省説明資料（FATF（金融活動作業部会）とマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策）
  - 資料5 福岡県説明資料（不活動宗教法人対策について）
  - 資料6 日本宗教連盟の説明資料
  - 資料7 宗教法人格の不正利用対策に係る主な検討事項（案）

## 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」開催要項

令和 8 年 4 月 1 日  
文化庁次長決定

## 1. 趣旨・目的

文化庁においては、これまで、いわゆる不活動宗教法人について、各都道府県と連携して整理・対策の加速化を進めてきたところであるが、近年、不活動状態か否かに関わらず、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（宗教法人の売買に類似した行為）を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等のおそれがあることが指摘されている。

宗教法人制度は、憲法の規定する信教の自由を保障するため、各宗教法人の自主的・自律的運営に委ねることを基本とし、必要最小限の規正とする仕組みとなっているが、引き続き、同制度が社会からの信頼を得るためにも、宗教法人の法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されることがないように、法人格の不正利用に関する対策の策定等に向けた検討を行うことを目的として、「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

## 2. 検討事項

- (1) 法人格の不正利用の実態把握に関する事項
- (2) 法人格の不正利用の対策に関する事項
- (3) 法人格の不正利用に係る効果的な普及啓発活動に関する事項
- (4) その他必要な事項

## 3. 実施方法

- (1) 検討会議は、文化庁次長が開催・主催する。
- (2) 検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会議は、非公開で開催し、会議の議事は、議事要旨で公開する。

#### 4. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 5. その他

- (1) 検討会議の庶務は、文化庁宗務課において処理する。
- (2) 本要項に定めるもののほか、検討会議の運営に際し必要な事項がある場合には、文化庁次長が別に定める。

## 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」委員名簿

小林	万里子	文化庁次長
梶山	正司	文化庁審議官
前田	幸宣	文化庁宗務課長
坂本	隆哉	北海道総務部長
國分	守	福島県総務部長
井上	直	東京都生活文化局都民生活部長
越中	隆広	新潟県総務部長
金山	敏和	愛知県県民文化局長
嶋津	誉子	京都府文化生活部長
松阪	博文	大阪府府民文化部長
兼田	みゆき	広島県環境県民局長
東	宣行	福岡県総務部長
日谷	照應	公益財団法人日本宗教連盟理事長、公益財団法人全日本仏教会理事長
穴野	史生	公益財団法人日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
本山	一博	公益財団法人日本宗教連盟監事、公益財団法人新日本宗教団体連合会理事
佐藤	拓磨	慶應義塾大学法学部教授
村上	興匡	大正大学名誉教授
西出	勇志	一般社団法人共同通信社編集委員兼論説委員

## (関係行政機関)

奥	愛	財務省国際局調査課資金移転対策室長
田中	普	法務省民事局商事課長
秦	幹雄	国税庁法人課税課長
高野	磨央	警察庁組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室長

## 「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」運営細則

令和 8 年 4 月 2 3 日

文化庁次長決定

「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」開催要項 5.(2)に基づき、「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議」（以下単に「会議」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 委員が病気その他の事情により招集に応ずることができないときは、あらかじめその旨を主催者である文化庁次長（第 3 項の規定により文化庁宗務課長がその職務を代理する場合にあっては、文化庁宗務課長。）（以下「主催者」という。）に届けなければならない。ただし、主催者が認めるときは、委員の申出により、当該委員の代理者（以下単に「代理者」という。）を出席させることができる。
- 2 主催者は、会議を主催し、あらかじめ主催者が指名する者が議事を整理する。
- 3 文化庁次長に事故があるときは、文化庁宗務課長がその職務を代理する。
- 4 会議は、総委員の五分の三の出席する委員（代理者を含む。以下同じ。）がいなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 会議の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、主催者の決するところによる。
- 6 委員及び関係行政機関の出席者（以下「委員等」という。）は、発言しようとするときは、主催者の許可を受けなければならない。
- 7 会議は非公開で開催し、議事要旨には、開催日時、場所、出席する委員等、会議の概要を記載するものとし、当該議事要旨はいずれの委員等の発言かを記載しないものとする。
- 8 委員等の発言にかかわらず、議事要旨中、個人名、法人名は匿名化して記載するものとする。
- 9 議事要旨は文化庁宗務課において作成し、出席する委員等の確認を得た後、速やかに公開するものとする。
- 10 会議の資料は、個人名、法人名を匿名化した上で、原則として公開するものとする。ただし、検討中の報告書の原案等、会議において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。
- 11 委員等は、会議の委員等として知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期の終了後も同様とする。
- 12 会議に関する事務は、文化庁宗務課において処理する。

# 宗教法人格の不正利用について

宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議(第1回)

令和8年4月27日

説明資料



# 宗教法人とは

## 《宗教法人とは》

宗教法人法に定義する「**宗教団体**」であって、宗教法人法に基づき、所轄庁（都道府県知事又は文部科学大臣）の認証を受けて**法人格を取得したもの**（宗教法人法（以下「法」という。）第4条）

### ※宗教団体

宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体（法第2条）

## 《法の概要》

法は、**宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする**（法第1条第1項）

法は、**憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならないとし**（法第1条第2項）

憲法の定める**信教の自由と政教分離の原則**の理念の下に、所轄庁は**宗教団体の宗教上の事項について、いかなる形においても関与することが禁止され、一般的な監督命令権、調査権を有しておらず、認証制を採用している。**

## 《宗教法人の種類》

包括宗教法人：宗派、教派、教団等、単位宗教法人を傘下に持つ法人。

単位宗教法人：神社、寺院、教会等、礼拝施設を備える法人。うち、包括宗教法人（団体）の傘下にある場合は**被包括宗教法人**、傘下でない場合は**単立宗教法人**という。

## 《宗教法人数》

※複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁は文部科学大臣、同一都道府県内なら都道府県知事

所轄庁	包括宗教法人	単位宗教法人		合計
		被包括宗教法人	単立宗教法人	
文部科学大臣	363	307	500	1,170
都道府県知事	24	170,429	6,914	177,367
合計	387	170,736	7,414	178,537

（令和6年12月31日現在「宗教年鑑 令和7年版」より）

# 所轄庁の役割・権限等

宗教法人法（昭和26年制定・平成7年改正）

信教の自由の保障

【憲法上の要請】

政教分離原則

所轄庁の権限を最小限のものに限定

・ 宗教的事項への関与の禁止 ・ 一般的な監督命令権、調査権を有しない ・ 認証制の採用

所 轄 庁

解散命令の請求

## 宗 教 法 人 審 議 会

文部科学大臣の諮問機関として、文部科学省に設置  
宗教家や学識者により構成  
宗教法人法によってその権限に属せられた事項について処理

裁判所

解散命令

規則等の不認証  
(文部科学大臣所轄のみ)

認証の取消し  
(認証後一年以内)

公益事業以外の  
事業の停止命令

審査請求に対する裁決

報告徴収・質問

書類の提出・登記の届出(代表役員変更等)

◎ 提出する書類は、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類。  
なお、これらの書類は、情報公開請求を受けても、法人の内部情報であることを理由に不開示とすることとしている。

※なお、登記は法務局で行う

申請の認証

規則・規則の変更・合併  
・ 任意解散の認証の申請

※包括・被包括関係の設定及び廃止も規則変更によって行う。なお、包括・被包括関係を廃止する際、包括宗教法人(団体)は、被包括宗教法人に対し、廃止を防ぐことを目的として、不利益の取扱をしてはならない。

宗 教 法 人

- 法令・規則等に基づいた、自主的・自律的な管理運営が基本
- 宗教活動のほか、公益事業及び法人税法第2条第13号所定の収益事業（駐車場業や不動産貸付業など34種類の指定された事業）を行うことができる

# 宗教法人に係る税制

## 【国税】

法人税法上、宗教法人は公益法人等に該当し、法人税法2条13号所定の収益事業を行う場合に限り、法人税の納税義務を負うこととされる一方、**宗教活動によって献納される喜捨金などを収入する行為は、その収益事業に当たらず、非課税となる。**また、**利子、配当等の所得税や、宗教法人が専ら自己又は被包括宗教法人の宗教の用に供する境内建物の所有権の取得登記又は境内地の権利の取得登記に係る登録免許税等も非課税となる。**

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人 社会医療法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定NPO法人 特例認定NPO法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1) NPO法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法 医療法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人税法) 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり (特例認定NPO法人は別枠) ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注3)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 (注4)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人  
 (注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人においては「公益目的事業」、認定NPO法人においては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額（事実を隠蔽又は偽装して経理することにより支出した金額を除く。）について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入  
 (注3) 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率。なお、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は17%  
 (注4) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入  
 一般寄附金の損金算入限度額：(資本金及び資本準備金の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4  
 特別損金算入限度額：(資本金及び資本準備金の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2

(財務省HPより)

## 【地方税】

- 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税
- 収益事業に係るものを除く住民税、事業税、事業所税等については非課税となる。

# 宗教法人の代表役員

## 【定義】

- 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を**代表役員**とする。（法第18条第1項）
- 代表役員は、**宗教法人を代表し、その事務を総理する**。（法第18条第3項）

## 【欠格条項】

- 次のいずれかに該当する者は、**代表役員や責任役員になることができない**。（法第22条）
  - ・未成年者
  - ・心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

## 【主な職務権限】

- 代表役員には、以下のような職務権限がある。

- ①対外的な代表権を有すること
- ②責任役員会を招集し、法人事務について諮り、その決定に従うこと
- ③法人財産の管理
- ④備付け書類・帳簿等の作成、保管
- ⑤財産処分等の公告
- ⑥規則変更等の申請

等

## 【代表役員の変更手続】

- 代表役員を変更する際には、以下のような手続を踏む必要がある。

- ①宗教法人の規則に定める手続に従って、新たな代表役員を選任する。
- ②管轄の法務局に対し、代表役員変更登記申請を行う。（法第52条第2項及び第53条）
  - ※申請書とともに、添付書面として、選任を証する書面（議事録等）、就任承諾書、法人規則等も提出。
- ③法務局での登記完了後、所轄庁に対して、登記事項変更届出を提出する。（法第9条）

⇒代表役員の変更に当たっては、**所轄庁による事前の認証は不要**。

# 宗教法人の財産処分

- 宗教法人（包括宗教法人を除く。）は、**不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分（※）する場合**には、法人の規則で定める手続のほか、**その行為の少なくとも1月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。**（法第23条）

※処分に該当する例…売却、譲渡、賃貸借 等

## 【手続の流れ】

宗教法人の規則に定める手続（責任役員会の議決等）

公 告

処分しようとする物件、価格、相手先、処分の目的、処分の方法、年月日等、当該行為をしようとする旨を信者その他の利害関係人に対して公告する。なお、意見の申し出等のため、少なくとも1月前に行うことが必要。おって、公告の方法は宗教法人の規則で定める必要があり、登記事項にもなっている。

反対意見がなければ財産処分

不動産の売却等により所有権が移転した場合は、法務局において所有権移転登記を行う。  
**（所轄庁は売却等の手続に関与しない。）**

反対意見があれば責任役員会で再検討

法的には提出された意見の取扱いについて規定はないが、その意見を考慮し、その行為を慎重ならしめるのが公告制度の趣旨と解される。

## 【行為の無効】

- 宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、**公告をせずに処分した場合、その行為は無効となる。**ただし、**善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもって対抗することができない。**（法第24条）

# 解散した宗教法人の残余財産の処分について

## 【残余財産の処分について】

- 解散した宗教法人の残余財産の処分は、**合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、**規則で定めるところによる。**（法第50条第1項）
- 規則に財産処分に関する定めがないときは、**他の宗教団体又は公益事業のために**その財産を処分することができる。（同条第2項）
- 前二項の規定により処分されない財産は、**国庫に帰属する。**（同条第3項）



- ✓**確実な清算のため、解散命令請求を行うに際しては、清算人候補者、財務局及び自治体等との事前の調整が重要になる**ところ、財産の処分に係る費用（土地の測量費、建物の解体費等）を誰が負担するのか、また、国庫に帰属させた後にどうやって財産を管理していくのかといった様々な課題があることから、実際には、調整が難航することも多い。
- ✓そのため、所轄庁においては、残余財産が存在せず、関係者間での調整が不要な法人への解散命令請求が優先され、調査が難航する法人については、解散命令請求が後回しになってしまっている状況が発生している。

## 《一般的な残余財産の処分の流れ》

- 残余財産の処分は、**裁判所の監督の下で、清算人が行う。**（法第49条の2第1項及び第2項並びに第51条第1項）
- 清算に係る当面の費用については、**当事者等（申立人等）が予納**することとなる。（民事訴訟費用法第12条第1項）
- 清算法人の債務の弁済が終了して、なお財産が余れば、そこから回収することとなる。

## 《処分の例》

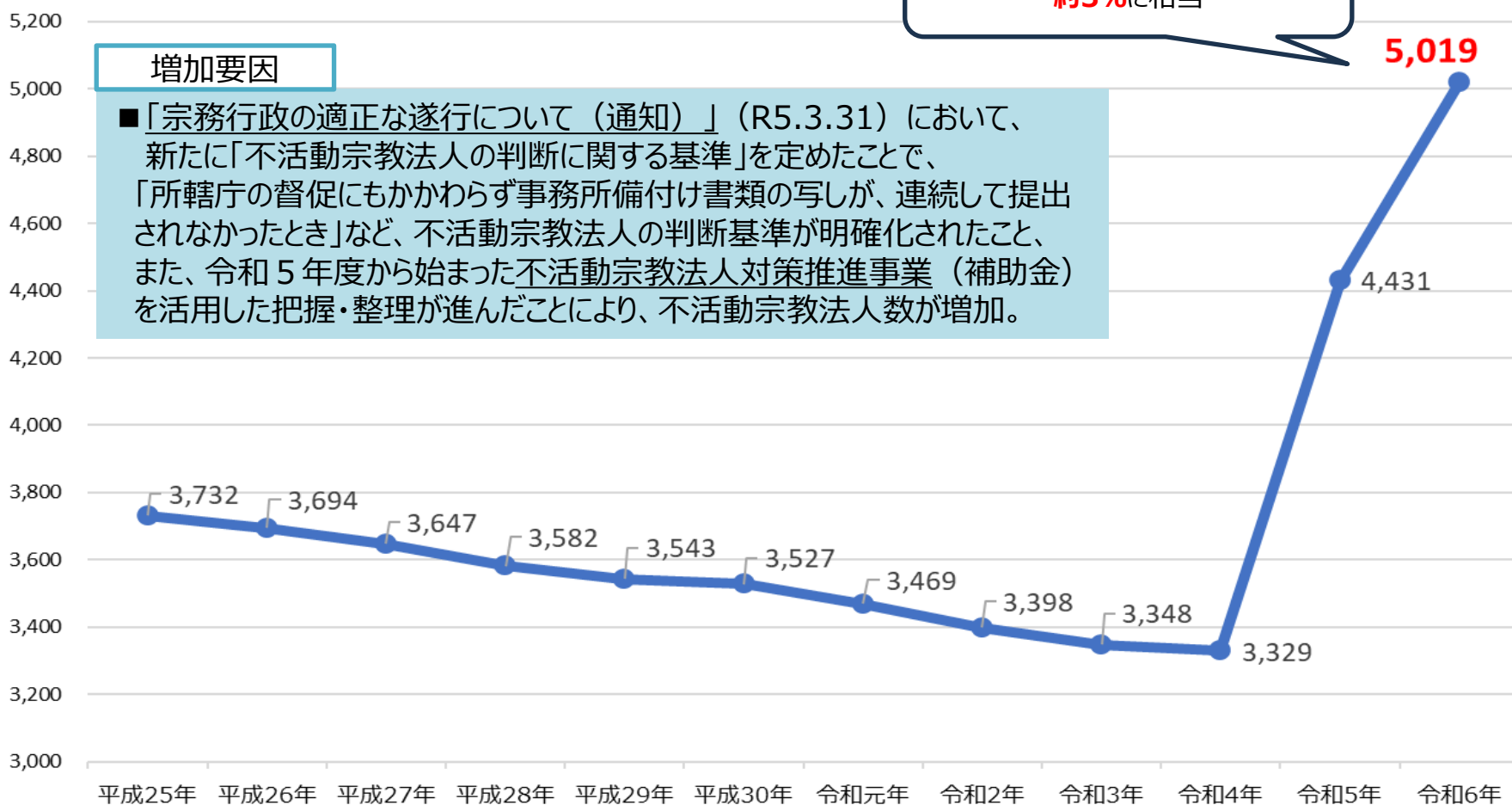
- ✓**境内建物や祭具**は、売却、譲渡、撤去等により処分。**墳墓（墓地）**は、別の宗教法人や自治体等へ引き渡す。
- ✓どうしても引き取り手が見つからない残余財産については、最終的に**国庫に帰属**することとなる。
  - ・**境内建物**：原則、**解体・撤去して更地にする**必要がある。
  - ・**祭具や墳墓**：民法第897条第1項の規定により、「系譜、祭具及び墳墓の所有権」は残余財産とならず、宗教的性質を有したままの財産は国庫帰属しないため、読経などにより、仏壇や墓石を一般の物体に戻す、いわゆる「魂抜き」と呼ばれる儀式をすることによって、**宗教的性質を失わせてから、国庫に帰属させる**こととなる。  
また、墳墓については、墓石、墓碑の所在する土地の地目を通常の管理・処分が可能な地目（「宅地」や「雑種地」等）へ変更登記するなどの対応も必要になる。

# 不活動宗教法人の概要及び現況

## 《不活動宗教法人とは》

- 宗教法人として設立されながら、代表役員の不存在や礼拝施設の滅失等の理由により、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみ存在している状況に陥っているもの。

## 《不活動宗教法人数の推移》 令和6年12月31日現在



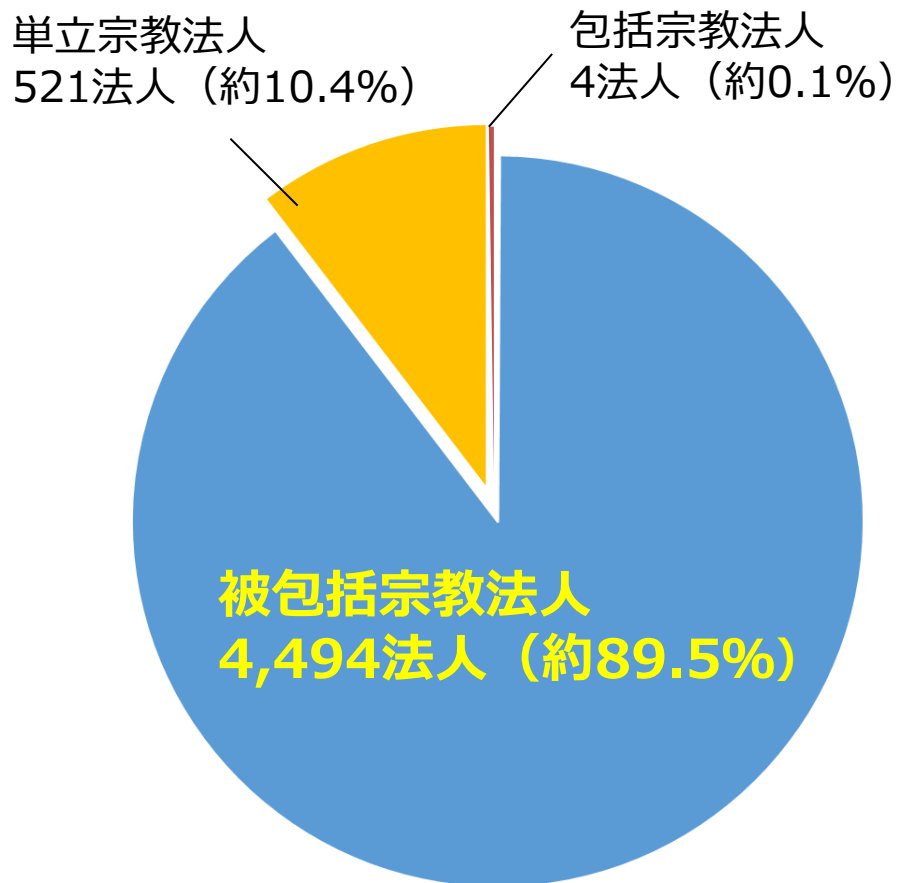
※文化庁「不活動宗教法人の状況等に関する調査（令和6年）」をもとに作成。

# 不活動宗教法人の概要及び現況

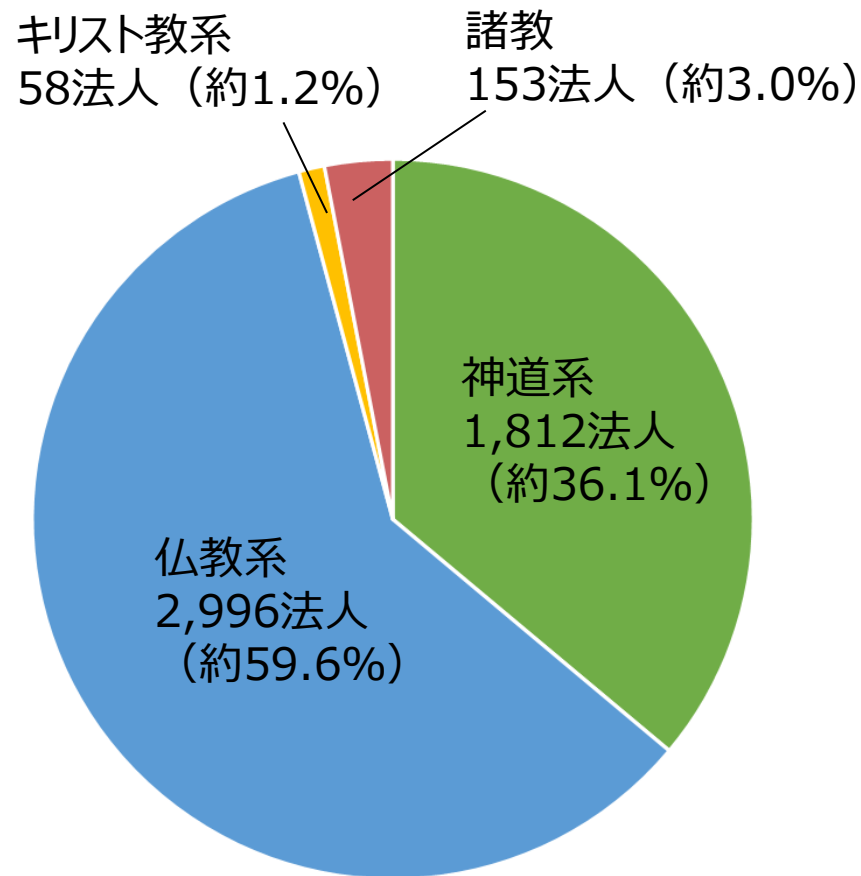
## 《不活動宗教法人の内訳》

- 令和6年末時点で、全国に5,019法人ある不活動宗教法人のうち、約9割が被包括宗教法人となっており、**不活動宗教法人対策には包括団体との連携も重要。**

### 法人種別



### 系統別



# マネロン・テロ資金供与への対策（FATF）

## FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）

### FATFの概要

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組みであり、加盟国間で相互審査を実施。（注）大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与
- 日本は2021年に行われた第4次相互審査の結果、重点フォローアップ国とされた。
- FATFの審査結果は、国際的な金融取引や海外投資の円滑さに影響し、結果次第では、金融取引やビジネスに影響が出る可能性もあり、2028年に予定されている第5次相互審査に向けて、実効性向上のための対策が引き続き求められている。



### FATFの相互審査等における宗教法人に対する評価

〈2021年8月（FATF第4次相互審査）での評価〉

宗教法人を含む非営利団体（NPO）について、「**テロ資金供与のリスクを軽減するための適切な措置を講じていない**」

〈2024年10月（FATF第4次相互審査第3回フォローアップ報告書）での評価〉

宗教法人を含む非営利団体（NPO）について、リスクに基づくモニタリング状況等は改善されているものの、依然として十分ではなく、特に宗教法人については、活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていない。

### 文化庁における宗教法人への対応

- 文化庁において相対的に悪用リスクが高いものとして、不活動宗教法人のモニタリングや不活動宗教法人対策を実施
- 財務省が作成した宗教法人を含む日本の非営利団体がテロ資金供与に悪用されることへの対策を促す広報用リーフレットを周知

# マネロン・テロ資金供与への対策 (FATF)

○非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット (財務省作成)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>



## 皆さんの支援が テロ組織に 悪用されるかもしれません!

非営利活動を行う  
団体の皆様

海外では非営利団体(NGO団体、宗教団体等)を悪用して、テロ活動のための資金の調達、後方支援の提供、テロリストへの勧誘を行った事例が多数報告されています。特に海外で活動したり、海外パートナーを持つ団体の皆様は注意が必要です!

**身元をなすりつけたテロリストが関与するケース**



非営利団体 → 支援金・宗教上の寄付 → 海外パートナー・現地ボランティア → 本来の支援対象

**休眠状態・活動実態が不明瞭な団体を悪用して合法的な団体を偽装するケース**



休眠状態・活動実態が不明瞭な非営利団体 / 不活動宗教団体 → 悪用・乗っ取り → テロ組織

**海外に資金を送るときは、本来意図した受取人の受領を確認しましょう。**

**海外パートナー・現地ボランティアと連携する場合はその団体や個人がテロリストやテロ活動につながりを持っていないか確認しましょう。**

疑いがある場合は警察や所轄行政庁に相談を! 具体的な対策の詳細は裏面へ

## 具体的な対策例

### 海外に資金を送るとき

現金の輸送やハワラ<sup>1)</sup>等の送金手段は匿名性が高く、最終的な受取人が不透明となりテロ組織に悪用されるリスクが高まります。

可能な限り金融機関の利用を検討し、現金の受け渡しが発生した際は職員が立ち合う等、意図した相手による受取を確認しましょう。

資金移動について、資金の流れを証明する証拠書類(契約書、覚書、受領書、支出費用の明細書など)を確認し、保管しましょう。

### 海外パートナーや現地ボランティアと連携するとき

パートナー団体やその役員、受け入れるボランティアがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等<sup>2)</sup>の対象となっていないか確認を行いましょ。

その団体や個人の過去の活動実績・事業の実施状況の確認、支援内容についての証拠書類の保存を行いましょ。

パートナー団体の現地規制当局への登録情報や、過去の活動実績について、国際機関や他のNGO団体との契約履歴を確認しましょ。

このようなパートナーは要注意!

提案された事業内容が漠然としている。

主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。

異常なレベルの守秘義務を求めている。

未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が提案に含まれている。

現金での支払いを求められる。パートナー名義でない口座への振り込みや、拠点もなく、事業も行ってない国の口座への振り込みを求められる。

FATF<sup>3)</sup>基準に則った 各所轄省庁による取り組みをホームページに掲載しています。Q

**特定非営利活動法人(内閣府政務統括官(共生・共助担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))**

幅広い団体に企業に提供可能なサービスも展開しています。

特定非営利活動法人(NPO法人)のテロ資金供与対策のための資料として、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイドライン」を作成するとともに、法人の活動資金の安全性と法人活動への社会的信頼・信用性の維持・向上に資するため、国際協力活動を行っているNPO法人を対象としてピアリングを実施しています。

<https://www.rpo-homespage.go.jp/news/rpo-if-rik>

**公益法人(内閣府公益法人行政担当室)**

FATFや関係省庁の報告書等による文獻調査や、海外で事業を行う一部の公益法人へのアンケートやピアリング等を通じて、公益法人におけるリスクや対策について検討を行い、その結果を共有とめています。

[https://www.koeki-info.go.jp/administration/teror\\_nhk\\_itsaku.html](https://www.koeki-info.go.jp/administration/teror_nhk_itsaku.html)

**医療法人(厚生労働省 医政局医療経営支援課)**

国際展開を行う医療法人が遵守すべき事項やマネー・ロンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/gyou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/gyou/index.html)

**学校法人(文部科学省 高等教育局私学部私学行政課)**

学校法人がマネー・ロンダリング・テロ資金供与に巻き込まれることのないよう、学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項やセルフチェック等について紹介しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/fatf.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fatf.html)

**社会福祉法人(厚生労働省 社会・援護局福祉推進課)**

社会福祉法人が海外事業を実施する場合の取扱いやマネー・ロンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13323.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13323.html)

**FATF・日本のマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について(財務省)**

マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる基本情報や国内の取組、FATFの活動など、幅広くご紹介しています。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/anti/dtjpl/1/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/anti/dtjpl/1/index.html)

**宗教法人(文化庁 宗務課)**

不活動宗教法人が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されることを防ぐため、宗教活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁において取り組んでいる対策についてご紹介しています。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

**1)** 中央、非アフリカ、インド大陸で一般的に利用されているが公式に担保提供システム。

**2) 財務省では外為法に基づく資産凍結等措置の対象者リストを、HPで公表しています。  
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gallame\\_kawasa/gallame/ococo\\_mic\\_sanctions/list.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gallame_kawasa/gallame/ococo_mic_sanctions/list.html)**

**3) Financial Action Task Force(金融活動行動国際的組織)マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際基準策定・履行を行う多国間機関。**

# 国会における問題提起

## 《不活動宗教法人対策に関する国会での議論》

- 不活動宗教法人を放置することで、悪影響が生じることのないよう、宗教法人法の適用に全力で取り組むよう総理から御指示。

## 《衆・予算委における国会審議と総理の発言》 令和5年2月1日

### ○渡辺委員

現行の宗教法人法での対処には先ほども申したように信教の自由の観点から課題と限界があるというのは分かっています。けれども、……文部科学白書には宗教法人制度全体への社会的信用を損なうことになるという危惧が示されています。

私はぜひ総理にうかがいたいんですが、誠実に宗教活動に取り組んでいる方々や宗教法人への対処まで厳しくするべきだと言ってるわけでは全くありません。……不活動宗教法人と指定した団体が入り口となるリスクが高いわけでありますから、どのような実態があるのか 関係省庁が協力して実態把握には少なくとも取り組むということにもしっかりと総理の指示の下行うべきじゃないかというふうに思います。……だからこそ、……このような正直者が馬鹿を見る真面目に宗教活動してる方々までが信頼を失いかねないような事態を放置してはいけないというふうに思いますが総理の見解を伺います。

### ○岸田総理

……まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことによって、不活動宗教法人を放置することにつながり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がるというようなことは、まずあってはならないことだと思います。この実態把握の部分についても、これしっかりと徹底しなければならぬと思いますし、そしてその把握をした上でこの不活動宗教法人と認められた者については合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきものであると思います……、実態把握の部分と、またこの実際にこの整理されている状況、……充分なのかという、このことは強い問題意識として持たなければなりません。

しかしそのためにもまずは法律、十分に活用されているのか、適用されているのか、これをしっかりと今一度点検した上で、法律の適用に、文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたいと思います。

# 不活動宗教法人の把握・整理

## 宗務行政の適正な遂行について（概要） – 令和5年3月31日 文化庁宗務課長通知 –

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
  - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
  - ・ 不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

### 1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請

- ・ 宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、**書類の提出がなされない法人には督促を徹底**する。
- ・ 督促を行ってもなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、**確実に過料の手続を実施**する（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

### 2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請

- ・ 文化庁において明確化した「**不活動宗教法人の判断に関する基準\***」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。  
※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの、事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等
- ・ 不活動宗教法人として判断したものについて、宗教法人法に定める**解散命令事由に当たると認められた場合には、原則として、解散命令請求**の手続を進める。  
合併や任意解散を検討していたなど、個別事情のある場合は、別途適切に対応する。
- ・ 不活動宗教法人の具体的な整理の手順については、別途、文化庁で手引きを定める。

※これらの取組を適正に行うため、各都道府県における体制整備の配慮や、文化庁が行う支援事業（不活動宗教法人対策推進事業）の活用を同時に要請。

# 不活動宗教法人対策推進事業（令和5年度～）

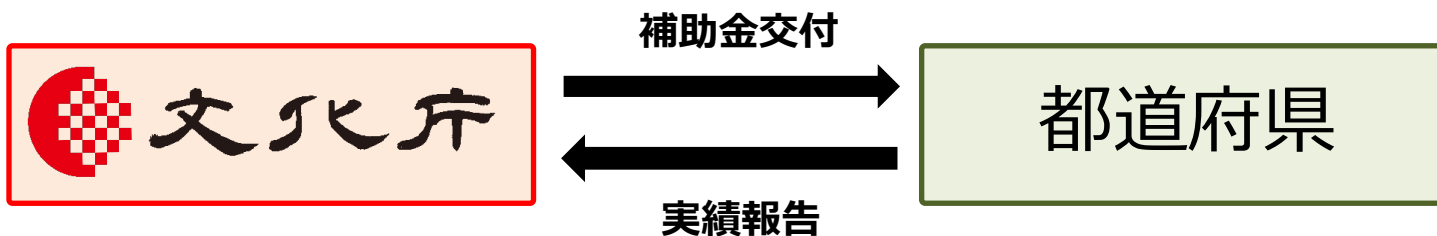
宗教法人として設立されながら、宗教活動を停止している不活動宗教法人について、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、所轄庁として不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めるとともに、それぞれの実情・状況に応じた対策を早急に講じていく必要がある。

## 不活動宗教法人対策推進事業

【目的】 都道府県（所轄庁）等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費（会計年度任用職員の雇用経費、現地調査の旅費、解散命令申立てに係る経費等）を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。

【補助率】 原則、補助対象経費の65%

【支援内容】 ①不活動宗教法人に関する実態調査  
②不活動宗教法人対策のための方策策定  
③対策実施（活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求等の実施）  
④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等



《実績例》解散命令請求件数：令和5年度 9件、令和6年度 66件、令和7年度 97件  
〔 合併件数：令和5年258件、令和6年237件、令和7年219件 〕  
〔 任意解散件数：令和5年102件、令和6年95件、令和7年125件 〕

# 不活動宗教法人対策推進事業・法人格不正利用対策事業（R8予算）

## 宗務行政の推進

令和8年度予算額 264百万円  
 (前年度予算額 296百万円)  
 【令和7年度補正予算額 60百万円】



### 現状・課題

全国には約18万の宗教法人が存在するが、そのうち約5千法人が不活動宗教法人として確認されている。こうした不活動宗教法人等を放置した場合、宗教活動を目的としない第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用される等、**宗教法人格の不正利用**につながるおそれがあることから、その実態把握や対策を進めることが極めて重要である。

(参考) 不活動宗教法人数の推移

令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
3,398	3,348	3,329	4,431	5,019

### 事業内容

#### 宗教法人格不正利用実態把握・普及啓発事業 87百万円（新規）【一部補正】

- 目的：宗教法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されないことがないよう、不正利用に関する実態を把握し、その成果等を踏まえて効果的な普及啓発活動等を行うことで、不正利用の抑止につなげる。
- 事業内容：①相談窓口の設置等による法人格の不正利用に関する実態把握  
 ②宗教法人等に向けた広報資料の作成等による法人格の不正利用に関する普及啓発  
 ③法人格の不正利用対策に関する検討会の設置 等



#### 不活動宗教法人対策推進事業

193百万円（260百万円）

- 目的：都道府県等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。
- 補助事業者：都道府県、民間団体等
- 補助率：原則、補助対象経費の6.5%
- 支援内容：
  - ①不活動宗教法人に関する実態調査
  - ②不活動宗教法人対策のための方策策定
  - ③対策実施（解散命令請求等の実施）
  - ④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等

#### 宗務行政のデジタル化

17百万円（9百万円）

提出義務のある書類等が提出されないことなどにより、活動実態が不明となっている不活動宗教法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め利便性を高めるなど、宗務行政のデジタル化を推進する。

##### ① 電子申請の導入・宗教統計調査のオンライン化

e-Govと連携し、電子申請を導入することで利便性を高め、宗教法人からの各種書類の提出を促進するとともに、宗教統計調査のオンライン化による業務の効率化を図る。【連携機関：デジタル庁、総務省統計局】

##### ② 宗務行政関係資料の電子化

宗教法人から提出のあった各種書類について、永続的な使用に耐えるよう電子化を進める。

#### 適正な宗務行政の推進のための研修会の実施

12百万円（12百万円）

- 目的：宗教法人制度を適正に運用するために、都道府県や宗教法人の担当者向けの研修会を開催する。
- 内容：都道府県宗教法人事務担当者研修会（オンライン）、宗教法人実務研修会（5地区9会場）

※デジタル庁計上分を含む。また、上記の他、事務経費を計上。

### 宗教法人格の不正利用の抑止・不活動宗教法人対策の一層の加速化

#### アウトプット（活動目標）

- 宗教法人格不正利用に関する実態把握・普及啓発
- 都道府県等の不活動宗教法人対策への補助金交付
- 宗教統計調査の実施
- 研修会の実施

#### 短期アウトカム（成果目標）

- 宗教関係者等の理解を促進
- 所轄庁による不活動宗教法人の把握・整理
- 研修会の受講者の満足度9割

#### 長期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人の対策の加速化
- 宗教統計調査の調査票の回収率8割
- 大臣所轄法人の偏付け書類の写しの提出率9割

# 宗教法人格の不正利用の実態把握事業（R7補正予算）

## 宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業

令和7年度補正予算額

1億円



### 現状・課題

- 近年、**宗教活動を目的としない第三者**が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（**宗教法人の売買に類似した行為**）を通じて**宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用**のおそれがあることが指摘。
- 宗教法人は全国に約18万あり、特定の宗派・教団の包括団体の傘下には属さない「単立宗教法人」（7,374法人（R5.12.31現在））や、特に、不活動の単立宗教法人（512法人（R6.12.31現在））について不正利用のおそれが高い**という指摘。
- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための多国間の枠組みである**FATF（金融活動作業部会）**においても、**宗教法人については活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていないとの評価**を受けるなど、対策の改善が求められている。

### 事業内容

宗教法人格の不正利用に関する調査を通じて、その実態を把握するとともに、新たに**不正利用対策に関する検討会を設置**し、実態把握調査で得られた情報等を元に、**ガイドラインの策定等**や、**宗教法人関係者、ブローカー等のそれぞれに対する効果的な広報戦略を検討**する。

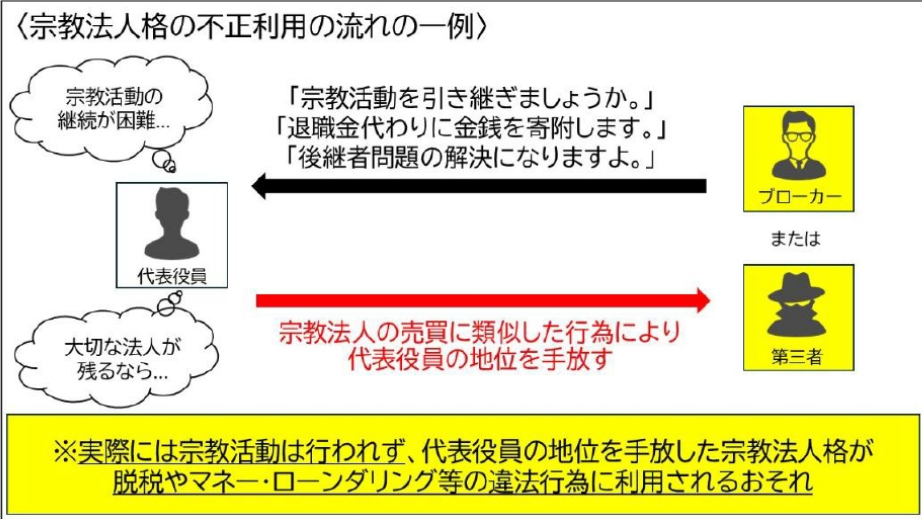
### 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査

- ① 宗教法人の売買に関する相談窓口の開設
  - ② 宗教法人に対する売買に関するアンケート調査
  - ③ 売買実態に関する事例調査
- により宗教法人格の不正利用の実態を把握



### 不正利用対策に関する検討会の設置

実態把握調査で得られた情報等を元に、ガイドラインの策定等（例：不正利用を考える者の宗教法人関係者への接触方法の事例、接触があった場合の関係機関との情報共有の在り方、刑罰が適用される犯罪行為等を整理）や、効果的な広報戦略の検討を行うため、所轄庁（文化庁・都道府県）、関係省庁及び宗教法人関係者により構成される検討会を設置



### アウトプット（活動目標）

- 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査
- 不正利用対策に関する検討会の設置

### 短期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用対策に関するガイドラインの策定等
- 宗教法人格の不正利用対策のための普及・広報

### 長期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人対策の加速化

担当：文化庁宗務課

# 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査

## 《目的》

- 宗教法人制度は、宗教活動の自由を最大限に保証するため、必要最小限の規制しかしておらず、各宗教法人の自主的、自律的運営に委ねている面が多い一方で、宗教法人格の不正利用を放置することは、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねることにつながる恐れがある。
- FATFにおいても、宗教法人については活動しているかどうかだけでなくモニタリングできていないとの評価を受けるなど、対策の改善が求められている。
- そのため、**国として本事業を通じ、宗教法人格の不正利用対策に向けた検討を進めるとともに、宗教関係者の協力も得ながら、法令等に従った適正な管理運営の徹底を図ることで、引き続き、社会からの信頼を獲得していくことが必要である。**

## 《実態把握調査内容》 ※委託事業者（産経新聞社）が実施

①宗教法人格の不正利用に関する**情報提供・相談窓口の開設**（4月より実施 ※相談窓口は夏頃開設予定）

②宗教法人格の不正利用に関する**アンケート調査**（4月より実施）

**総宗教法人数の1割程度に当たる約18,000法人（単立宗教法人はすべて、被包括宗教法人については抽出）**を対象に、宗教法人の売買に関するアンケート調査を実施。

### 【主な質問項目例】

- ・宗教法人格が売買されていることを聞いたことがあるか
- ・宗教法人格の売買の働きかけを受けたことがあるか、または周りで宗教法人格の売買の働きかけを受けたと聞いたことがあるか
- ・信徒、檀家等の信者以外の第三者から、宗教法人の運営支援に関する協力や働きかけを受けたことがあるか、または周りでそのような協力や働きかけを受けたと聞いたことがあるか 等

③宗教法人格の不正利用に関する**事例調査**（5月以降、順次実施予定）

**30法人程度を対象**に、ヒアリング（聞き取り）調査を実施。

【調査対象例】過去5年以内に、以下の要件等に該当する宗教法人から抽出することを予定。

- ・代表役員と同時に責任役員が全員変更となった宗教法人
- ・宗教法人の事務所や境内建物の所在地から遠い住所の代表役員に変更となった宗教法人
- ・包括・被包括関係を廃止（包括宗教法人から離脱）した単立宗教法人
- ・不活動宗教法人であって、規則の開示請求があった宗教法人

④**国内外の事業者等を対象**とした事例調査（インターネット上の調査）（4月より実施）

# 宗教法人格の売買に類似した取引への対策

## 《問題の概要》

文化庁として、各都道府県とも連携しながら、不活動宗教法人対策や宗教法人格の不正利用の危険性の周知・広報の取組を徹底してきているが、依然として、宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道や、当該宗教法人の売買に類似する取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、宗教法人格の不正利用の問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況。

## 各種団体・事業者向けに宗教法人格の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起に係る協力依頼を发出

### 《发出先》

- **通信事業者（違法情報等対応連絡会の構成員である電気通信事業者関連4団体）**（令和5年10月18日）  
電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟
- **士業関係者**（令和7年8月28日）  
日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会
- **M&A支援事業者**（令和7年11月19日）  
M&A支援機関協会・M&Aファイナンシャルアドバイザー協会
- **宅地建物取引業者**（令和8年3月11日）  
全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産協会、不動産流通経営協会、全国住宅産業協会、不動産流通推進センター

### 《主な周知及び協力依頼内容》

- 宗教法人法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、**法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがある**こと。
- 宗教法人法の趣旨を踏まえ、**宗教法人の売買に類似した取引を呼びかける行為を行わない**ようにすること。また、サイト利用者への注意喚起を行うこと。
- 宗教法人格の不正な取引の調査のため、**捜査機関や裁判所等からの法的な要求があった場合には、適切に対応すること**。※秘密保持義務を負う弁護士を除く

# FATF(金融活動作業部会)と マネー・ローンダリング、 テロ資金供与、拡散金融対策

財務省 国際局 資金移転対策室

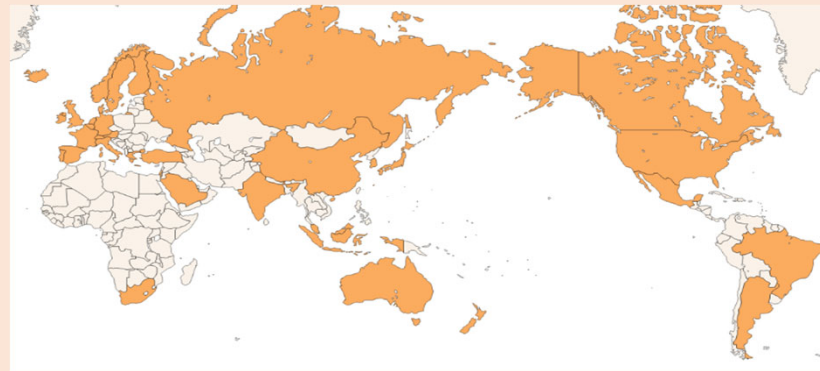
2026年4月27日(月)

# 金融活動作業部会(FATF:Financial Action Task Force)

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、加盟国間で相互審査を実施。
- 38か国・地域及び2地域機関が加盟。



FATF

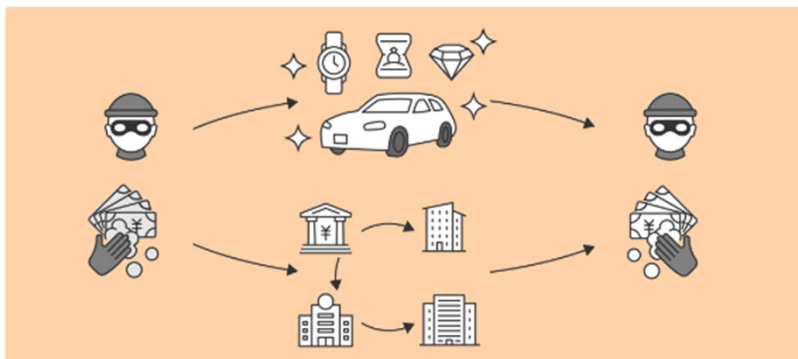


(FATF加盟国一覧)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア  
インド、インドネシア、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、  
ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、  
スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、**日本**、ニュージーランド、  
ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、  
ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、  
ロシア、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

# マネロン・テロ資金供与・拡散金融とは

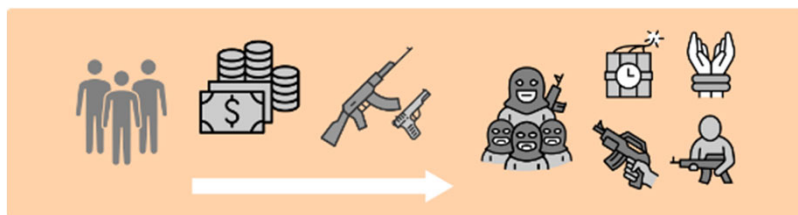
## マネロンとは？



マネー・ローンダリング(Money Laundering:資金洗淨)の略称。

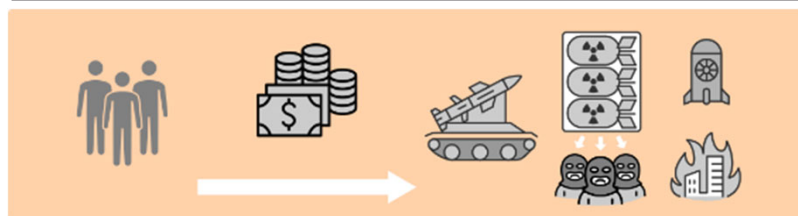
マネロンとは一般に、**犯罪によって得られた収益を、他人名義の口座へ振込入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。**

## テロ資金供与とは？



テロ行為の**実行資金**、テロ組織の**活動資金**等のために、**資金**や**場所**等を収集・提供等する行為のことをいう。

## 拡散金融とは？



大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして**資産凍結等措置の対象となっている者**に、資金または金融サービスの提供をする行為のことをいう。

# FATFが求めているNPOのテロ資金供与への悪用防止

- NPOセクターは社会において重要な役割を果たしており、紛争地域や貧困等の問題を抱える人々に支援を提供。
- しかし、慈善活動に関する資金調達はテロ組織の資金調達の隠れ蓑として利用されたケースもある。

## FATFでのNPOの定義

慈善、宗教、文化、教育、社会、友愛などの目的のために、又はその他の種類の善行を行うために主に資金を供与又は分配することを目的とした法人、法的取極又は団体

	法人種別	根拠法令	所管省庁
①	特定非営利活動法人	特定非営利活動推進法	内閣府(共助社会づくり推進担当)
②	公益法人	公益認定法	内閣府(公益法人行政担当室)
③	社会福祉法人	社会福祉法	厚労省(福祉基盤課)
④	医療法人	医療法	厚労省(医療法人支援室)
⑤	学校法人	私立学校法	文科省(高等教育局私学部私学行政課)
⑥	宗教法人	宗教法人法	文化庁(宗務課)

# FATF勧告8部分

## 非営利団体

- 各国は、FATFが定義するNPOに該当する団体を特定し、そのテロ資金供与リスクを評価すべきである。
- 各国は、リスクベース・アプローチに沿って、NPOの合法的な活動を必要以上に妨げ、又は意欲を削ぐことなく、対象を絞った、比例的かつリスクベース措置を整備すべきである。
- この措置の目的は、次を含め、こうしたNPOをテロ資金供与による悪用から守ることである。
  - (a)テロ組織が合法的な団体になりすますこと
  - (b)資産凍結措置を免れるためなど、合法的な団体をテロ資金供与の媒介経路として悪用すること
  - (c)合法目的の資金を内密にテロ組織に流用する行為を秘匿し、不明確化すること

# 2021年第4次対日相互審査の当初の結果(法令等の整備状況:TC)

	内容	評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2	国内関係当局間の協力	PC
3	資金洗浄の犯罪化	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC
6	テロリストの資産凍結	PC
7	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC
8	非営利団体(NPO)の悪用防止	NC
9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C
10	顧客管理	LC
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC
12	PEP(重要な公的地位を有する者)	PC
13	コルレス銀行業務	LC
14	送金サービス提供者の規制	LC
15	新技術の悪用防止	LC
16	電信送金(送金人・受取人情報の通知義務)	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A

	内容	評価
18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC
21	内報禁止及び届出者の保護義務	C
22	DNFBPsにおける顧客管理	PC
23	DNFBPsによる疑わしい取引の報告義務	PC
24	法人の実質的支配者	PC
25	法的取極の実質的支配者	PC
26	金融機関に対する監督義務	LC
27	監督当局の権限の確保	LC
28	DNFBPsに対する監督義務	PC
29	FIUの設置義務	C
30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
31	捜査関係等資料の入手義務	LC
32	キャッシュ・クーリエ(現金運搬者)への対応	LC
33	包括的統計の整備	LC
34	ガイドラインの策定義務	LC

	内容	評価
35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
36	国連諸文書の批准	LC
37	法律上の相互援助、国際協力	LC
38	法律上の相互援助:凍結及び没収	LC
39	犯人引渡	LC
40	国際協力(外国当局との情報交換)	LC

## 凡例(評価欄)

Compliant(適合)
Largely-Compliant(概ね適合)
Partially-Compliant (一部適合)
Non-Compliant(不適合)

## 第4次相互審査におけるNPO関連部分の主な指摘事項

- NPOについてのリスク評価がされていない。
- NPOへのリスクベースのモニタリングの仕組みが存在しない。
- 所管省庁と都道府県の情報共有体制の構築ができていない。
- NPO団体へのアウトリーチの体制等が不十分。

# 【ご参考】NPO向けの広報



## 皆さんの支援が テロ組織に 悪用されるかもしれません！

非営利活動を行う  
団体の皆様

海外では非営利団体(NGO団体、宗教団体等)を悪用して、テロ活動のための資金の調達、後方支援の提供、テロリストへの勧誘を行った事例が多数報告されています。特に海外で活動したり、海外パートナーを持つ団体の皆様は注意が必要です！

**身元をなすり付けたテロリストが関与するケース**



非営利団体 → 支援金・宗教上の寄付 → 海外パートナー・現地ボランティア → 本来の支援対象

**休眠状態・活動実態が不明瞭な団体を悪用して合法的な団体を偽装するケース**



休眠状態・活動実態が不明瞭な非営利団体 / 不活動宗教団体 → 悪用・乗っ取り → テロ組織

**海外に資金を送るときは、本来意図した受取人の受領を確認しましょう。**






**海外パートナー・現地ボランティアと連携する場合はその団体や個人がテロリストやテロ活動につながりを持っていないか確認しましょう。**

疑いがある場合は警察や所轄行政庁に相談を！ 具体的な対策の詳細は裏面へ

## 具体的な対策例

PROPOSED MEASURES 01	PROPOSED MEASURES 02
<h3 style="text-align: center;">海外に資金を送るとき</h3> <p>現金の輸送やハワラ<sup>1</sup>等の送金手段は匿名性が高く、最終的な受取人が不透明となりテロ組織に悪用されるリスクが高まります。</p> <p>可能な限り金融機関の利用を検討し、現金の受け渡しが発生した際は職員が立ち合う等、意図した相手による受取を確認しましょう。</p> <p>資金移動について、資金の流れを証明する証拠書類(契約書、覚書、受領書、支出費用の明細書など)を確保し、保管しましょう。</p>	<h3 style="text-align: center;">海外パートナーや現地ボランティアと連携するとき</h3> <p>パートナー団体やその役員、受け入れるボランティアがテロリストやテロ活動につながっていないか、資産凍結等<sup>2</sup>の対象となっていないか確認を行いましょう。</p> <p>その団体や個人の過去の活動実績・事業の実施状況の確認、支援内容についての証拠書類の保存を行いましょう。</p> <p>パートナー団体の現地規制当局への登録情報や、過去の活動実績について、国際機関や他のNGO団体との契約履歴を確認しましょう。</p>

このようなパートナーは要注意！

 <p>提案された事業内容が漠然としている。</p>	 <p>主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。</p>	 <p>異常なレベルの守秘義務を求めている。</p>
 <p>未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が提案に含まれている。</p>	 <p>現金での支払いを求められる、パートナー名義でない口座への振り込みや、拠点もなく、事業も行っていない別の口座への振り込みを求められる。</p>	

FATF<sup>3</sup>基準に則った 各所轄省庁による取り組みをホームページに掲載しています。Q

<p><b>特定非営利活動法人(内閣府行政担当官(共生・共助担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))</b></p> <p>※幅広い団体にご参事官にしている対応のガイドライン等も掲載しています。</p> <p>特定非営利活動法人(NPO法人)のテロ資金供与対策のための資料として、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイドライン」を作成するとともに、法人の活動資金の安全性や法人活動への社会的な理解・信頼性の維持・向上に資するため、関係協力活動を行っているNPO法人を対象にパブリックを実施しています。</p> <p><a href="https://www.npo-homepage.go.jp/news/npo-4746">https://www.npo-homepage.go.jp/news/npo-4746</a></p>	<p><b>公益法人(内閣府公益法人行政担当)</b></p> <p>FATFや関係省庁の報告書等による文献調査や、海外で事業を行う一帯の公益法人へのアンケートやヒアリング等を通じて、公益法人におけるリスクや対策について検討を行い、その結果を取りまとめています。</p> <p><a href="https://www.koeki-info.go.jp/administration/terro_rishin_sazaku.html">https://www.koeki-info.go.jp/administration/terro_rishin_sazaku.html</a></p>
<p><b>医療法人(厚生労働省 医療局医療経営支援課)</b></p> <p>国際機関を行う医療法人が遵守すべき事項やマネー・ロンダリング等に係る治療の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuten/senryu/kenkou_ryougo/ryougo/gyou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuten/senryu/kenkou_ryougo/ryougo/gyou/index.html</a></p>	<p><b>学校法人(文部科学省 高等教育局私学部私学行政課)</b></p> <p>学校法人がマネー・ロンダリング・テロ資金供与に巻き込まれることのないよう、学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項やセルフチェック等についてご紹介しています。</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/e_news/koutou/shixu/fatf.html">https://www.mext.go.jp/e_news/koutou/shixu/fatf.html</a></p>
<p><b>社会福祉法人(厚生労働省 社会・福祉局福祉基盤課)</b></p> <p>社会福祉法人が海外事業を実施する場合の取組やマネー・ロンダリング等に係る治療の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13323.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13323.html</a></p>	<p><b>FATF・日本のマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について(財務省)</b></p> <p>マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する基本情報や国内の取組、FATFの活動など、幅広くご紹介しています。</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftpf/1/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftpf/1/index.html</a></p>
<p><b>宗教法人(文化庁 宗教課)</b></p> <p>不活動宗教法人が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されることを防ぐため、宗教活動が継続できなくなるおそれがある手続や文化庁において取り組んでいる対策についてご紹介しています。</p> <p><a href="https://www.bunko.go.jp/sesaku/shokyojup/03055402.html">https://www.bunko.go.jp/sesaku/shokyojup/03055402.html</a></p>	<p><b>1</b> 中風、北アフリカ、インドなど大規模に利用されている暗号化された送金システム。</p> <p><b>2</b> 財務省では外債法に基づく資産凍結等措置の対応リストも、HPで公表しています。 <a href="https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gatame_juusseki/gatame/iccns/mec_section/terro.html">https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gatame_juusseki/gatame/iccns/mec_section/terro.html</a></p> <p><b>3</b> Financial Action Task Force(金融活動行動国際機関)の勧告、マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際標準決定・履行に関する国際枠組み。</p>

【非営利活動を行う団体の皆様へ】

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/202504\\_NPO\\_CTF.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/202504_NPO_CTF.pdf)

# 【ご参考】マネロン等対策の参考となる財務省ウェブサイト

- 第4次対日相互審査報告書(和訳あり)
- 対日相互審査フォローアップ報告書(和訳あり)
- 用語解説
- 関係業界のワンストップリンク先
- HPの英語版の開設

日本語版



英語版



(出所)財務省HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

日本語サイト:[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/1.index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/1.index.html)

英語サイト:[https://www.mof.go.jp/english/policy/international\\_policy/amlcftcpf/2.measures.html](https://www.mof.go.jp/english/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html)

# 【ご参考】マネロン等対策の参考となる財務省ウェブサイト

2021年 第4次対日相互審査報告書  
2022年 第1回フォローアップ報告書  
2023年 第2回フォローアップ報告書  
2024年 第3回フォローアップ報告書



(出所)財務省HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」(参考1)、(参考2)  
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/3.efforts.html#sec01](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html#sec01)

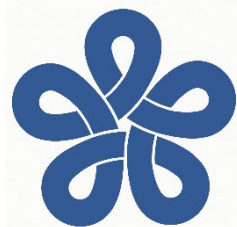
宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議(第1回)

# 福岡県 不活動宗教法人対策について

令和8年4月27日

議事(2)

行政機関及び日本宗教連盟における取組状況の説明



# 不活動宗教法人対策マニュアル（改訂）

## 《マニュアルの目的・趣旨》

不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められている。

## 《予防的措置》

不活動宗教法人に陥らないように以下の2点を実施

### ① 事務所備付け書類提出の徹底

提出がなされない場合、督促を行う。それでも未提出の場合、過料手続きを実施。

### ② 早期の対応促進

不活動が疑われる宗教法人の実態を早期把握。代表役員等が不明など、法人としての意思決定が困難となる前に、代表役員・責任役員及びその他議決機関の選任手続きなどの早期の対応を促していく。

## 《判断基準と事実確認》

・不活動宗教法人の迅速な判断等、以下の2点を実施。

### ① 令和5年基準に基づいた判断

令和5年基準を踏まえ、連絡が通じない法人や備付け書類2年連続で未提出等一定の要件を満たした法人については、不活動宗教法人に当たると判断。

### ② 解散命令事由の事実確認と請求

不活動宗教法人と判断した法人が、解散命令事由に当たるか事実関係を確認。活動確認できたものは、除外。解散命令事由に当たると判断したものは、解散命令の請求を行う。

### 《令和5年基準》 不活動宗教法人の判断 に関する基準

〔令和5年3月31日〕  
〔文化庁宗務課長通知〕

○法人からの申し出  
・代表役員死亡  
・境内建物の滅失  
・活動終了の決定

○備付け書類の提出の督促状が不達・返送、電話連絡が不通

○備付け書類の未提出（2年以上）

# 福岡県における不活動宗教法人対策の取組

確認事項	実態調査内容
①礼拝施設の滅失等、宗教活動の形跡がないか	登記簿、現地確認
②代表役員の存否を特定できているか	住民票、戸籍
③代表役員の関係者の意向が確認できるか	関係者へのヒアリング
④残置財産の整理方針が決定しているか	地域住民等へのヒアリング



調査結果	
A	確認事項①～④を満たす
B1	代表役員の存否を示す公的資料が取得できていない
B2	関係者の意向が確認できていない
B3	残置財産の整理方針が未決定（所在地の未特定含む）



番号	宗教法人名	包括団体	調査結果
①	福岡県〇〇〇教会	〇〇〇〇教会	A
②	福岡県派■ ■ ■ 寺	■ ■ ■ ■ 寺	B1・B3
③	福岡県立△△△神社	△△△△神社	B2・B3

# 解散命令申立までの問題点

## 代表者の戸籍の取得

- 宗教法人法81条では、解散命令の要件として「一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること」と規定。
- 市町村に除籍の取得をしようとする場合、代表役員の本籍地と筆頭者の情報が必要。県で把握している代表役員の住所、氏名が、本籍地や筆頭者の情報と異なる場合は追跡が困難。
- 代表役員が死後一定期間経過している場合、除票の請求を行っても市町村によっては保存期間を過ぎており除票が取得できない。

## 残余財産の処分

- 宗教法人法では、「解散した宗教法人の残余財産の処分は、規則で定めるところによる」、「規則に別段の定めがないときは、他の宗教団体（包括宗教法人含む）又は公益事業のために処分する旨決議することもできる」とされている。
- 相当の努力を果たしてもなお処分できない残余財産を国庫帰属させることも可能であるが、政教分離の関係から祭祀財産は国庫帰属しないことに留意が必要。
- 礼拝施設が残っているが解体費用の捻出が困難、清算手続きが難航することが予想されるため解散命令申立に着手できない。

# 提案事項

## 解散に伴う公告回数削減

- 近年、高齢化や後継者不足により不活動状態になる宗教法人が増加しており、法人格の整理が課題となっている。  
宗教法人の解散に伴う清算手続きは、宗教法人法第49条の3により、少なくとも3回の公告が必要とされている。
- 解散を要する法人の多くは、資力に乏しく1回あたり約3万円の公告を3回行うことが大きな負担となり、法人格の整理に支障をきたしている。
- 一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人等は、法改正により、「少なくとも三回」の規定が削除され、1回の公告で解散が可能となっており、宗教法人も同様の規定に見直すべきである。

## みなし解散制度の導入

- 宗教法人は、宗教活動のほかに宗教法人法第6条において公益事業を行うことができ、同事業に関し、税制優遇が認められている。
- 不活動状態にある宗教法人は、第三者に法人格を悪用されるなど様々な問題が生じる可能性があるため、法人格の整理が必要であるが、法人関係者が存在しない場合などは、対策を進めることが困難な状況にある。
- 特定非営利活動法人は、事業報告書を3年以上提出しない場合、認証が取り消され、また、一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、株式会社等は、一定期間役員変更等の登記がない場合、解散したものとみなされる。
- 不活動宗教法人の整理が促進されるよう、一定期間不活動状態が継続した場合には、解散したものとみなす制度導入が必要。

# 公益財団法人日本宗教連盟の取組

令和8年4月27日

(公財) 日本宗教連盟理事 宍野史生

## 令和8年度 不活動宗教法人対策推進事業

事業名

不活動宗教法人対策事業  
(調査研究と情報収集・情報発信)

# 事業概要

## (1) 趣旨・目的

近年、地域の過疎化、少子高齢化といった社会情勢の変化は、宗教活動に深刻な影響を及ぼしている。とりわけ後継者不在や信者等の減少により、事実上宗教活動を停止している「不活動宗教法人」の増加は顕著であり、こうした法人の放置は、単なる管理不全に留まらず、宗教活動を目的としない第三者（反社会的勢力等）による法人格の不正取得や、脱税、マネー・ローンダリング等の違法行為の温床となるリスクを孕んでおり、宗教法人制度の公信力を根底から揺るがす喫緊の課題となっている。

特に、包括関係を解消し単立化した法人は、  
包括宗教学法人による指導・監督の目が届かなくなる  
ため、法人格の売買や乗っ取りの標的になりやすい。  
こうした実態を放置することは、地域の安全を  
脅かすのみならず、国民の宗教に対する信頼や  
信仰心を喪失させることにも繋がりがかねない。

そこで、日本の主要な宗教団体を網羅するナショ  
ナルセンターである公益財団法人日本宗教連盟は、  
協賛5団体（教派神道連合会、全日本仏教会、  
日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体  
連合会）と緊密に連携し、宗教界自らによる  
自律的な不活動宗教学法人対策の取り組みを  
強化・推進する。

## (2) 主な事業内容

### ① 不活動宗教法人に関する調査

現地調査等による実態把握・分析と所轄庁との情報共有化による対策の推進

### ② 宗教法人を対象とした相談窓口の設置

相談窓口を通じた情報収集と個別案件への法的・実務的支援

### ③ 不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報

成果報告会の開催等（関東・関西の2会場）

公益財団法人  
日本宗教連盟  
不活動  
宗教法人対策窓口



**絶対ダメ!**

あなたのお寺や神社、教会等が  
**違法行為に利用**されてしまう  
かもしれません!

日本宗教連盟と文化庁では、宗教法人格の不正利用について、  
注意喚起を行っています。税制優遇等を謳った宗教法人の売買に  
類似した行為や、M&Aの話にはご注意ください!



宗教法人格の不正利用とは? | 最新情報のお知らせ | 新着情報 | よくある質問 | 情報提供・相談窓口 | お問い合わせ



## 宗教法人格の不正利用対策に係る主な検討事項（案）

本検討会では、宗教法人制度が憲法の規定する信教の自由を保障するため、各宗教法人の自主的・自律的運営に委ねることを基本とし、必要最小限の規正とする仕組みとしていることを前提に、宗教法人格の不正利用を防止するに当たっての宗教法人向けリーフレットや所轄庁向けガイドラインの作成に向け、以下の検討事項に係る課題や論点、対応方策についての整理を行う。

- (1) 所轄庁による実態把握について
  - 例えば、不正利用の未然防止のため、どのような把握の視点、工夫、方法等が考えられるか。
- (2) 不正利用を助長しない環境整備について
  - 例えば、仲介業者等が、安易に宗教法人格の売買をできないようにするため、どのような方策が考えられるか。
- (3) 円滑な解散命令請求の実施について
  - 例えば、所轄庁の事務負担を軽減するため、どのような国の支援が考えられるか。
- (4) 所轄庁と関係行政機関との連携の在り方について
  - 例えば、所轄庁が把握した不正利用の可能性のある法人情報を有効活用するため、関係行政機関への情報提供について、どのような枠組が考えられるか。
- (5) 普及啓発の在り方について
  - 例えば、法人関係者や各種行政手続の支援業務に係る関係者に対する効果的な周知や注意喚起について、どのような方法等が考えられるか。